

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

岬町長

田代 堯

岬町条例第8号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年岬町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「部分休業と」を「部分休業を」に改め、「承認は、」の次に「職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する」を加え、「及び次条」を削り、同条第3項を次のように改める。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。